

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため富山県内全域において

まん延防止等重点措置 実施中

令和3年8月20日(金)～9月12日(日)



富山県まん延防止等重点措置について

<県民の皆さまへ>

○不要不急の外出は自粛し、三密の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒など一人ひとりが感染防止対策を徹底してください。

- ・感染対策が徹底されていない、または時短要請に応じていない

飲食店や施設の利用は控えてください

- ・家庭内感染を防ぐため、自宅でも**換気の徹底**、会話の際の**マスク着用**、食事の場での間仕切り設置等の**飛沫防止対策の徹底**を



マスクの着用



手洗い
手指衛生の徹底



消毒液の設置



パーティションや
仕切りの設置



換気の徹底

<事業者の皆さまへ>

○テレワークの活用等による出勤者数削減の取組みにご協力をお願いします。

- ・**職場等における感染防止対策**(換気の徹底、職員同士の距離確保など)を再確認し、**従業員の方々への周知徹底**を図ってください



テレワーク
(在宅勤務)

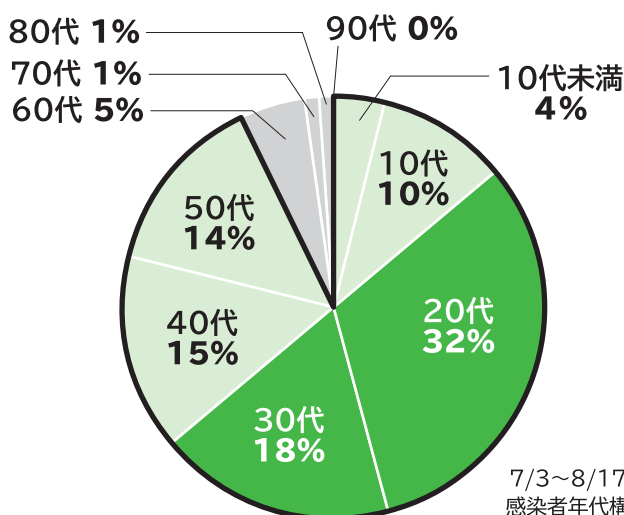


オンライン
会議の推奨

<まん延防止等重点措置期間中の対策>

| 対象区分 | 富山市 (措置区域) | 県内全域 (富山市を除く) |
|--------------|---|-------------------------------|
| 1 飲食店等 | 午後8時までの時短営業、酒類提供の終日自粛などを要請 | 午後8時までの時短営業を要請 (酒類の提供は午後7時まで) |
| 2 集客施設 | [1,000㎡超] 午後8時までの時短営業を要請 [1,000㎡以下] 午後8時までの時短営業を依頼 | 午後9時までの時短営業を依頼 |
| 3 催物 (イベント等) | 参加人数の制限 (上限 5,000 人) を要請 | |
| 4 事業者 | 在宅勤務等の活用による 出勤者数の7割削減 などを依頼 | |
| 5 県民 | 不要不急の外出・移動の自粛、感染防止対策の徹底を要請 | |

大切な人を守るため、うつらない、うつさない行動の徹底を



若い世代の感染が急増!

感染者のうち

50代以下が9割以上を占め、特に**半数が20代から30代**の若い世代となっています

感染力が強いとされる**変異株が流行**し、**誰もが市中で感染し、重症化する可能性があります**

「まん延防止等重点措置」適用等に伴う事業者向け支援制度等 保存版

I. 時短要請に協力した飲食店向け（協力金）



(詳細はこちら)

【要請期間・内容】表面参照

【対象施設】飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗 ※テイクアウト専門店、イートインなどは対象外

申請要件 ①時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている飲食店
②業種ごとのガイドラインを遵守 ③全期間(8/20～9/12)を通して時短要請に協力

| 支給額 | 区分 | 富山市(措置区域) | 県内全域(富山市を除く) |
|------|----------|-----------|--------------|
| | 中小企業 | 3万～10万円/日 | 2.5万～7.5万円/日 |
| 大企業等 | 上限20万円/日 | | |

※富山県新型コロナ安心対策飲食店：上記に加え10万円(定額)を上乗せ

申請受付 9月13日(月)開始(上記の「本申請」の受付開始日)

一部早期支給について

希望される方には、要請期間の終了前に協力金の一部を早期支給いたします。

申請要件

- ①要請期間の全ての期間の時短営業に全面的に協力
- ②受付期間に一部早期支給を申請
- ③9/13以降の「本申請」を「売上高方式」で申請する中小企業または個人事業主

一部早期支給額

(「本申請」で算出する総支給額との差額は、「本申請」審査後の支給となります)

| 富山市(措置区域) | 県内全域(富山市を除く) |
|-----------|--------------|
| 36万円 | 30万円 |

申請受付

郵送：8月27日(金)～9月10日(金)
WEB：8月31日(火)～9月10日(金)

II. 飲食店への時短要請に伴い、影響を受けた事業者向け（給付金）



対象 飲食店への時短要請に伴い、経営に大きな影響を受けた事業者(酒類小売業、食品卸業、運転代行業等)

申請要件 令和3年8月または9月の売上が前(々)年同月比で50%以上減少

支給額 20万円(一律)

申請受付 9月1日(水)開始

III. 時短要請に協力した集客施設向け（協力金）



【要請期間・内容】表面参照

【対象施設】富山市内の1,000㎡超の施設(劇場、展示場、商業施設、遊技施設等) ※対象施設の詳細は、上記QRコードからご確認ください

対象区域 富山市(まん延防止等重点措置区域)

申請要件 ①時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている施設
②業種ごとのガイドラインを遵守 ③全期間(8/20～9/12)を通して時短要請に協力

| 支給額 | 大規模施設(1,000㎡超の施設) | テナント(左記大規模施設の一部を賃借する事業者) |
|-----|---------------------------------|--|
| | 時短営業した面積1,000㎡毎に 日額20万円×時短率※ | 時短営業した面積100㎡毎に 日額2万円×時短率※ ※短縮した時間/本来の営業時間 |

申請受付 9月13日(月)開始

I、II、IIIの問合せ先

(コールセンター)

TEL.076-444-8903

午前9時～午後5時
(当面の間、土日も開設)

IV. 新型コロナの影響で売上が減少した中小企業向け（補助金）



①中小企業リバイバル補助金

対象 (1)中小企業者、小規模企業者、(2)NPO法人、医療法人、(3)中小企業等経営強化法に基づく組合

補助金額 通常枠：最大100万円(下限30万円)、特別枠：最大200万円(下限50万円)

②小規模企業者緊急支援補助金(ミニリバイバル補助金)

対象 小規模企業者(従業員数が小規模企業者に該当するNPO法人、医療法人を含みます)

補助金額 最大30万円(下限10万円)

募集期間 ①、②とも～9月30日(木)

問合せ先

富山県中小企業リバイバル補助金事務局、
富山県ミニリバイバル補助金事務局

TEL.076-444-5476

午前9時～午後5時(平日)

V. 一時的な休業等に伴い、従業員等に休業手当等を支払った事業主向け（助成金）



○雇用調整助成金

一定の要件で、従業員等に支払った休業手当等の最大 $\frac{9}{10}$ 、上限13,500円/日(中小企業の場合)を助成
※まん延措置に係る場合は特例的に、最大 $\frac{10}{10}$ 、上限15,000円/日(中小企業の場合)

問合せ先

厚生労働省の相談コールセンター

TEL.0120-60-3999

午前9時～午後9時(全日)

VI. 休業手当を受け取っていない労働者の方向け（支援金・給付金）



○休業支援金・給付金

事情により休業手当の支払いを受けることができなかった場合、申請により上限9,900円/日を支給
※まん延措置に係る場合は特例的に上限11,000円/日

問合せ先

厚生労働省の相談コールセンター

TEL.0120-221-276

午前8時30分～午後8時
(土日祝は午後5時15分まで)

VII. 自粛などで業績が悪化した中小法人・個人事業者向け（支援金）



○月次支援金

対象 ①と②を満たせば、業種・地域を問わず給付対象になり得ます

①緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けており、②措置が実施された月の売上が前(々)年同月比で50%以上減少

支給額 中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

問合せ先

経済産業省の相談コールセンター

TEL.0120-211-240

午前8時30分～午後7時
(全日)

※IまたはIIIの支給対象となっている事業者はVIIの対象外です

この他にも様々な事業者向け・県民向けの支援制度があります。詳しくはHPをご覧ください

